

【廃棄物とは】

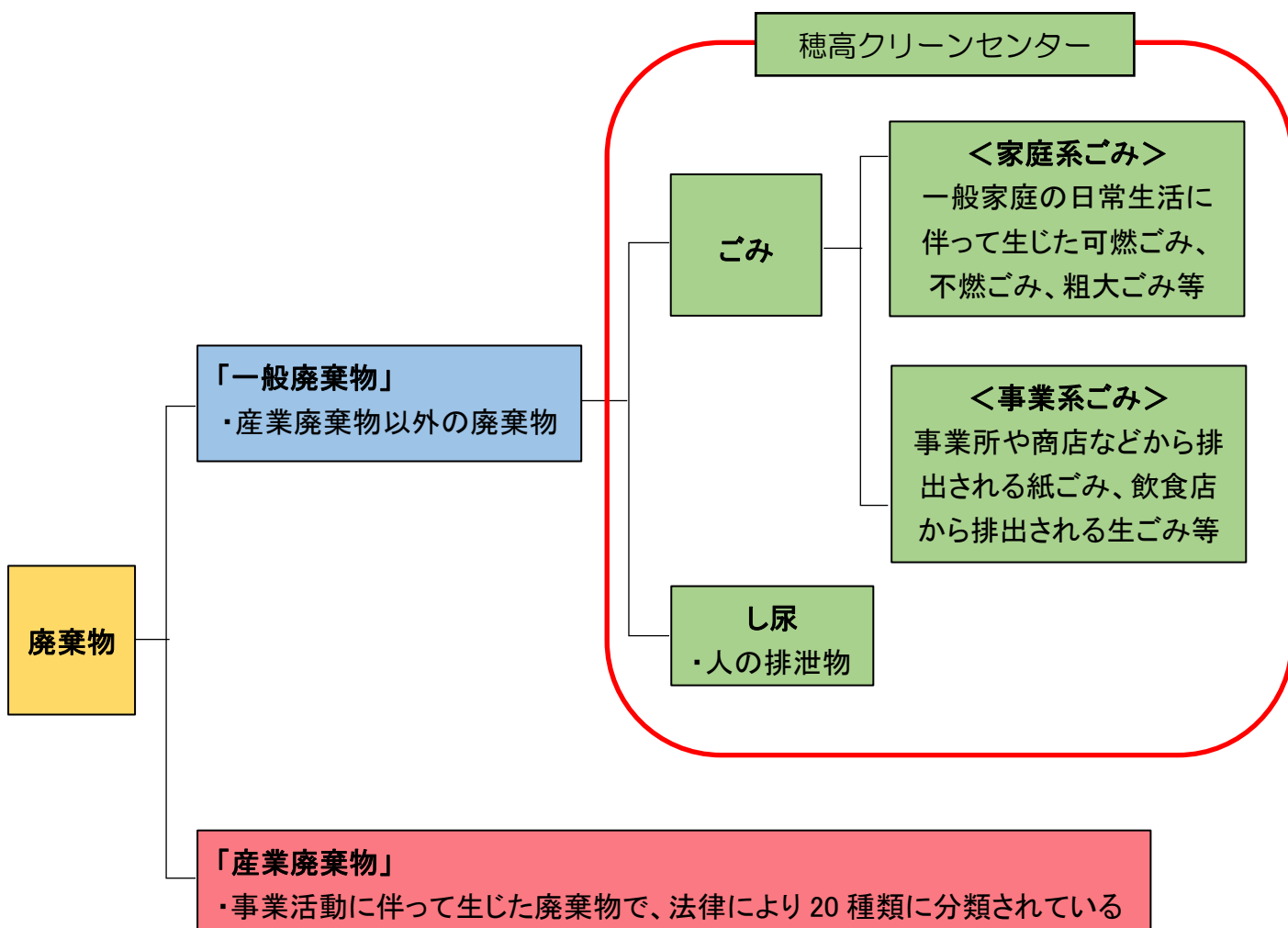
廃棄物処理法において、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものと定義しております。（放射性物質及びこれによって汚染されたものは除かれています。）

また、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこととしている。

廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

◎一般廃棄物とは

一般廃棄物とは、業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」と事務所や商店、飲食店等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」（紙ごみや生ごみ等）に分類されます。



※穂高クリーンセンターごみ処理施設は、**家庭系ごみ**（一般家庭から排出される可燃ごみ、資源物収集の対象とならないガラス・陶器類）と**事業系ごみ**（事業所や商店などから排出される紙ごみや生ごみ等の可燃ごみ、アパート等から排出される資源物収集の対象とならないガラス・陶器類）を処理しています。